

### (三) 利用料金

(7 時間以上～8 時間未満) 実施曜日 月・火・水・木・金・土

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス 利用料金	6,844 円	8,077 円	9,363 円	10,638 円	11,933 円
介護保険から給 付される金額	6,160 円	7,269 円	8,427 円	9,574 円	10,740 円
サービス利用に 係る自己負担額	684 円	808 円	936 円	1,064 円	1,193 円

※ 上記表は 1 割負担額で計算しております。2 割負担の方は表の自己負担額が 2 倍となります。3 割負担の方は表の自己負担額が 3 倍となりますのでご注意ください。

#### ☆加算対象サービス

以下のサービスを利用される場合には、それぞれ料金が上記に加算されます。

	個別機能訓練 加算 (I) イ	入浴介助 加算 (I)	処遇改善 加算 I	特定処遇 改善加算 I
サービス利用料金	585 円	418 円	5.9%	1.2%
介護保険から給付 される金額	527 円	376 円	5.3%	1.08%
サービス利用に係 る自己負担額	58 円	42 円	0.6%	0.12%

	個別機能訓練 加算 (I) ロ	科学的介護 推進体制加 算	サービス体 制 強化加算 II	ADL 維持 加算 (I)	介護職員等 ベースアッ プ等支援加 算
サービス利用 料金	888 円	418 円	188 円	313 円	1.1%
介護保険から 給付される金 額	799 円	376 円	169 円	282 円	0.99%
サービス利用 に係る自己負 担額	89 円	42 円	19 円	31 円	0.11%

※ 処遇改善加算について、所定単位数に加算率を乗じた単位数で計算する。所定単位数とは基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外する。

※ 上記表は 1 割負担額で計算しております。2 割負担の方は表の自己負担額が 2 倍となります。3 割負担の方は表の自己負担額が 3 倍となりますのでご注意ください。

	若年性認知症利用者受入加算
サービス利用料金	627 円
介護保険から給付される金額	564 円
サービス利用に係る自己負担額	63 円

※ 上記表は 1 割負担額で計算しております。2 割負担の方は表の自己負担額が 2 倍となります。

(三) 通常の事業の実施地域

堺市北区全域	
堺市堺区	
(あ行)	浅香山町、旭通、綾ノ町西、綾ノ町東、一条通、市之町西、市之町東 今池町、永代町、榎元町、戎之町西、戎之町東、大町西、大町東、翁橋町
(か行)	香ヶ丘町、甲斐町西、甲斐町東、北瓦町、北清水町、北庄町、北田出井町 北旅籠町西、北旅籠町東、北花田口町、北半町西、北半町東、北丸保園 北三国ヶ丘、北安井町、京町通、錦陵町、櫛屋町西1丁、櫛屋町東 熊野町西、熊野町東、車之町西、車之町東、向陵中町、向陵西町、向陵東町 五条通、御陵通、北向陽町、九間町西、九間町東
(さ行)	幸通、材木町西、材木町東、桜之町西、桜之町東、五月町、三条通、四条通 七条通、神保通、宿院西、宿院東、宿屋町西、宿屋町東、少林寺町西 少林寺東、新在家町西、新在家町東、新町、神明町西、神明町東、砂道町
(た行)	大仙町、大仙中町、大仙西町、田出井町、高須町
(な行)	中向陽町、中永山園、中之町西、中之町東、中田出井町、中安井町、賑町 西永山園、二条通、錦之町東、中三国ヶ丘
(は行)	東上野芝町1丁、東永山園、東雲西町
(ま行)	南三国ヶ丘町、南清水町、南庄町、南向陽町、南田出井町、南花田口町 南瓦町、三国ヶ丘御幸通、南安井町、文殊橋通、南丸保園、南旅籠町西 南旅籠町東、南半町西、南半町東、百舌鳥夕雲町
(や行)	柳之町西、柳之町東、八千代通
(ら行)	六条通、陵西通

(四) 営業日及びサービス提供時間

1 単位目

営業日								時間	
日	月	火	水	木	金	土	祝	営業	8:30~17:30
×	○	○	○	○	○	○	○	サービス提供	9:00~16:30
【その他の休日】								12月31日~1月3日	

(五) 職員の勤務体制

1 単位目

職種	常勤		非常勤		資格等
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者	0	1	0	0	介護福祉士
生活相談員	0	2	0	0	介護福祉士

	<p>職員に周知していること。この処遇改善については複数の取組を行っていることとし、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1以上の取組を行うこと。</p> <p>(4) 見える化要件（令和2年度より算定要件）          特定処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、介護サービスの情報公表制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。</p>
各種相談	各種相談に応じます。
若年性認知症利用者受入加算	64歳以上の方で認知症と医師より診断を受けられた契約者（利用者）に対し、契約者（利用者）ごとに個別に担当を定めたニーズに応じたサービスを提供します。

※利用する曜日や内容等については、居宅サービス計画に沿いながら、利用者と協議の上決定し、介護予防通所サービス計画に定めます。

※ただし、利用者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

### (三)利用料金

#### ☆基本サービス

	要支援1・2 週1回1月に4回以上	要支援1・2 週1回1月に3回まで 1回につき	要支援2 週2回1月に8回以上	要支援2 週2回1月に7回まで 1回につき
サービス利用料金	17,294円/月	3,971円/回	35,456円/月	3,971円/回
介護保険から給付される金額	15,564円/月	3,573円/回	31,910円/月	3,573円/回
サービス利用に係る自己負担額	1,730円/月	398円/回	3,546円/月	398円/回

#### ☆サービス提供体制強化加算II

	サービス提供体制強化加算II
サービス利用料金	188円
介護保険から給付される金額	169円
サービス利用に係る自己負担額	19円

☆加算対象サービス

	科学的介護 推進体制加 算	処遇改 善加算 I	特定処遇 改善 加 算II	介護職 員等ベ ースア ップ 等支援 加算
サービス利用料金	418 円	5.9%	1.0%	1.1%
介護保険から給付される 金額	376 円	5.3%	0.9%	0.99%
サービス利用に係る自己 負担額	42 円	0.6%	0.1%	0.11%

☆事業所評価加算

	事業所評価加算
サービス利用料金	1,254 円
介護保険から給付される金額	1,129 円
サービス利用に係る自己負担額	125 円

※上記表は1割負担額で計算しております。2割負担の方は表の自己負担額が2倍となります。3割負担の方は表の自己負担額が3倍となりますのでご注意ください。

☆選択的サービス

以下のサービスを利用される場合には、それぞれ料金が上記に加算されます。

	運動機能向上加算
サービス利用料金	2,351 円
介護保険から給付 される金額	2,115 円
サービス利用に係る自己負 担額	236 円

※上記表は1割負担額で計算しております。2割負担の方は表の自己負担額が2倍となります。3割負担の方は表の自己負担額が3倍となりますのでご注意ください。

※処遇改善加算について、所定単位数に加算率を乗じた単位数で計算する。

※所定単位数とは基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外する。

	若年性認知症利用者受入加算
サービス利用料金	2,508 円
介護保険から給付される金額	2,257 円
サービス利用に係る自己負担額	251 円

※上記表は1割負担額で計算しております。2割負担の方は表の自己負担額が2倍となります。3割負担の方は表の自己負担額が3倍となりますのでご注意ください。